

音楽科教科書・指導書の著作物利用Q & A

教育出版株式会社 編集局音楽科

1. 学校が行う自宅学習用オンライン授業での利用について

Q1 教科書の紙面を映して利用できますか？

A1 2020年4月28日の「授業目的公衆送信補償金制度」施行により、一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）への登録・申請と、一定額の補償金の支払によって、教育機関は「授業の目的で必要と認められる限度かつ適切な範囲において、公表された著作物」を公衆送信することができるようになりました。（ただし、著作権法第35条の要件を満たす必要があります。）

詳しくは、一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のHPをご覧ください。

- ・ SARTRAS の HP <https://sartras.or.jp/>
- ・ 上記HP内の「補償金等登録・申請システム（TSUCAO）」 <https://sartras.or.jp/tsucao/>
- ・ 上記HP内の「改正著作権法35条運用指針について」 <https://sartras.or.jp/unyoshishin/>

上記により、教科書に掲載された楽譜、イラスト、写真等を含めた著作物の、学校による公衆送信利用はSARTRASの管理対象となり、各地区・学校で採択された教科書の一部等、授業の目的で必要と認められる限度かつ適切な範囲であれば、SARTRASへの登録・申請と補償金の支払を行うことで、利用することができます。

利用に際しては「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが視聴するとのできる限定公開（または非公開）の形を取ることが必要であるとともに、教育機関である学校のサーバーからの配信を基本とします。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う多くの学校の臨時休業をうけ、授業目的であれば特例として、2020年度中は無償で利用することが可能でしたが、2021年度からは定額補償金の支払が必要となりますのでご注意ください。

なお、SARTRASが管理する著作物の配信利用は「教育機関」に限定されておりますので、「教育機関の設置者」にあたる教育委員会の主導で配信する場合は、SARTRASではなく教科書著作権協会等への申請が必要となります。

(教育委員会等の利用については、別途 SARTRAS から交付されるライセンス制度が現在検討されているとのことです。)

Q 2 教科書の教材を演奏・配信して利用できますか？

A 2 教育機関での授業目的の演奏は、営利を目的とせず、観客から料金を取らない非営利の演奏と考えられるため、許諾を得ることなく利用できます。また、その配信についても、上記 SARTRAS への登録・申請と補償金の支払により利用することができます。

この場合も「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることができる限定公開（または非公開）の形を取ることが必要です。

Q 3 自宅学習のために、指導書 CD の音源を配信して利用できますか？

A 3 CD に含まれる音源には楽曲作品の「著作権」の他にも、その原盤に関わる「著作隣接権（原盤権）」という権利があり、これは国内外のレコード会社や当社が持っています。

著作権法改正後は、これらの「著作隣接権」についても SARTRAS の管理の対象となり、登録・申請と補償金の支払により都度の申請なく利用できるとされていますが、指導書 CD 収録の鑑賞用音源等には市販を前提として製作された原盤や、海外の権利者との契約に基づいて使用している原盤が含まれること、それらが学校からの配信利用により将来において市販物の潜在的販路を阻害され「権利者の利益を不当に害する」可能性を否定できないことから、これらの原盤の「著作隣接権」は、市販の音源の利用と同じく SARTRAS の管理対象に含まれない場合が考えられると、当社では現状判断しています。

そのため、小・中・高の各校種とも指導書 CD を配信でご利用いただくにあたっては、表現教材音源（高等学校指導書音声編収録の参考音源を除く）は SARTRAS に登録・申請されていれば利用可能ですが、鑑賞用音源につきましてはレコード会社様及び当社へ WEB 上にある届出書にてご申請ください。

また、これら CD 音源の利用にあたりましても、「授業目的」から外れることのないよう、対象となる児童生徒だけが見ることができる限定公開（または非公開）の形を取ることや、音源データを児童生徒がダウンロードできないよう、ストリーミング配信とすること、ご指導後はサーバーからデータを必ず削除していただくことが必要です。

Q 4 教科書を利用して作成したプリントやワークシートの配信は可能ですか？

A 4 Q 1と同様、SARTRASへの登録・申請と補償金の支払でご利用可能です。

この場合も「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることのできる限定公開（または非公開）の形を取る必要があります。

Q 5 HP上の「まなびリンク」や音源配信等のコンテンツの、家庭での利用は可能ですか？

A 5 当社サイトの上記コンテンツは、児童生徒が学校内の授業や自宅等での個人学習において教科書を使用する際、教材に関する参考情報として当社が用意したものです。家庭での利用は可能ですが、上記範囲外でのご利用はご遠慮ください。

2. 教育委員会が行う自宅学習用オンライン授業での利用について

前述のとおり、SARTRASが許諾する著作物の利用は「教育機関」に限定されており、教育委員会からの配信は含まれておりませんが、現在別途ライセンス制度の導入が検討されているとのこと。

しかし現段階では、ご利用の場合には今まで通り、使用部分の楽譜、イラスト、写真、本文等について、関係する管理団体（日本音楽著作権協会 JASRAC、教科書著作権協会等）や権利者に、有償無償含め使用申請をしていただく必要があります。

なお、YouTube等、JASRAC等の音楽著作権管理団体と契約を結んでいる動画配信サイトに「限定公開」の形で投稿することにより、そこに含まれる音源の音楽著作権をクリアすることは可能です（契約している管理団体の管理作品に限りますのでご注意ください）。また、指導書CD等にかかる「著作隣接権」については、別途ご相談いただく形になります。

【参考：「授業目的公衆送信補償金制度」の経緯等】

- ・2018年5月に著作権法の改正が行われ、一定額の補償金を支払えば、授業の目的で必要と認められる限度において、公表された著作物を公衆送信できる「授業目的公衆送信補償金制度」の施行が決まりました。
- ・2020年春、新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の臨時休業対策として、2020年度に限った特例で補償金額を「無償」とすることも含め、制度の早期運用をSARTRASが文化庁に認可申請し、2020年4月に認可、制度が施行されました。

これにより授業目的の公衆送信における著作物利用についてはSARTRASによる管理が開始され、授業に必要と認められる限度かつ適切な範囲であれば、2020年度中は無償で著作物を利用することが

可能とされました。

- ・2021年度以降、「授業目的公衆送信補償金制度」の本運用が開始され、定められた補償金を SARTRAS へ支払うことによって、授業の目的で必要と認められる限度かつ適切な範囲において、公表された著作物の公衆送信が可能となりました。

★関係管理団体等★

文化庁 著作権課

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」の本格実施について
(令和3年1月26日)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kihonseisaku/r02_04/pdf/92791701_04.pdf

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS)

<https://sartras.or.jp/>

一般社団法人 教科書著作権協会

<http://www.jactex.jp/>

一般社団法人 日本音楽著作権協会 (JASRAC)

<https://www.jasrac.or.jp/>

株式会社 NexTone

<https://www.nex-tone.co.jp/>

以上